平成２９年（フ）第２２９５号
札幌市中央区南11条西13丁目２番35―203号
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３０６号
札幌市白石区川下１条６丁目２番２―305号
債務者　佐々木輝彦
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
宮城県東松島市矢本字裏町75番地１　高階住宅、前住所宮城県石巻市流留字七勺９番地34ソルツ万石浦207号
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
群馬県前橋市粕川町女渕586番地19
債務者　髙橋　宣光
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
京都府福知山市字雲原1391番地
債務者　谷川　勝幸
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
京都府福知山市末広町４丁目29番地　今田アパート１―１号
債務者　西田　慶子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
福岡県大牟田市大字歴木148番地１　高泉県営住宅1100棟18号
債務者　宮﨑美彌代
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１２３号
北海道室蘭市日の出町１丁目19番１号、前住所北海道室蘭市中島町２丁目15番１号
債務者　森川　皓生
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
北海道帯広市西８条南31丁目５番地
債務者　佐藤ちひろ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
岩手県一関市東山町松川字三室平111番地11
債務者　和賀　圭一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５９号
愛知県一宮市森本３丁目20番７号　ドエル森本203号
債務者　土田　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７９号
愛知県一宮市貴船町４丁目13番地　レオパレス21貴船101号室
債務者　岡部　久子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８８号
愛知県江南市宮後町王塚170番地　北棟１号
債務者　豊田　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４４９３号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―807号　清川ビル
債務者　坂本美恵子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７４号
大阪府吹田市南金田２丁目16番10―201号
債務者　清野　鈴花
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０７号
大阪府枚方市川原町６番10―205号
債務者　宮本　　武
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８５号
大阪府大東市赤井１丁目５番505号　ラプラス住道、前住所大阪府大東市赤井３丁目１番２号　ＬＭ住道1003号
債務者　大西　浩之
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２０号
大阪市東成区東今里２丁目12番３号　メゾン水内　406号
債務者　樋上　正樹
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部